



三手当の実状確認について

平成22年7月
第11支部共同実施

扶養・通勤・住居の各手当（まとめて「三手当」と呼ばれます）は、校長の専決事項として、本人の届出により校長が認定します。また校長は、認定後もその状況が適正であるか随時確認することとなっています。

そこで今年度も、県外の学校に通うなどで親元を離れているお子さんの多くが帰省するこの時期に合わせて、確認作業を市内一斉に行います。

私たちの給与は、税金で成り立っています。実態にあった正しい支給を受けるために、**証明書類を整えて『扶養・通勤・住居手当実状（確認）届』を提出してください。**

なお、毎年8月1日現在の状況を確認する**公立学校共済組合員の被扶養者の資格確認（検認）**も、併せて行いますのでご承知おきください。

提出期限： 月 日（ ）

扶養手当は特に注意を

昨年度1年間に発覚した**扶養親族の所得限度額超過による過年度返納は、静岡市内だけでも12件・153万7千円に上ります。**中には平成19年1月分まで遡ったケースもありましたが、**返納は最大で過去5年まで遡ります。**

支給は月々でも、**返納は一括払い（分割不可）**なので、積み重なると給料の手取り額を超えてしまうことも…。常日頃から収入の増減にはくれぐれも注意しましょう。

《過年度返納の主な実例》

給与 … ◇妻のパートや学生のアルバイトによる収入が限度額を超えていた

⇒ 年収限度額130万円を超えていなくても、3ヵ月平均が108,333円を超えた場合もOUTです！（雇用契約書等により年収が推計できる場合を除く）

※ H22.4からは、賞与も12で割って、以降の月収に加算することになりました。

◇親（職員）が知らない間に子どもがアルバイトをしていた

⇒ 県外の大学に通うなどで住民票を移さずに転居しても、実際に住んでいる市区町村の役所で所得証明書が発行される場合があります。

年金 … ◇遺族年金・障害者年金が申告されていなかった

⇒ 非課税扱いのため、市町村発行の所得証明書には記載されません！

◇額改定や65歳高齢基礎年金受給開始による収入増に気付かなかった

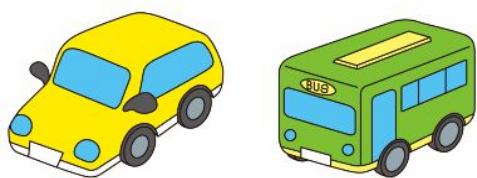
各手当等について、変更が生じたときは、速やかに事務職員に申し出てください

扶養親族の認定基準



区分	範囲	認定基準
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者（事実上婚姻関係にある者） 満22歳の年度末までの子、孫、弟妹（法定血族も含む。） 満60才以上の父母、祖父母 重度心身障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 他に生計の途がない者 主としてその職員の扶養を受ける者 他から扶養手当に相当する手当を受けていない者 向こう1年間の収入(税込)金額が130万円未満の者 <p>※ パート収入等の給与・事業所得・個人年金・公的年金・遺族年金・失業給付等「恒常的所得」はすべて対象</p>
共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者（事実上婚姻関係にある者） 子、父母、孫、祖父母、弟妹 3親等以内の親族(同居かつ同一生計) <p>[※後期高齢者医療制度の被保険者を除く]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主として、組合員(職員)の収入により生計を維持する者 向こう1年間の恒常的収入(税込)金額が130万円未満の者 障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者で金額が180万円未満の者
所得税法上	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者（戸籍上の配偶者） 6親等内の血族(生計を一にする) 3親等内の姻族(生計を一にする) 	<ul style="list-style-type: none"> 所得者(職員)と生計を同じくする者 その年(1月～12月)の恒常的所得と一時的所得の合計見積額が、38万円以下の者 <p>＜給与収入だけの場合は103万円未満の者＞</p> <p>※ 公的年金受給者で38万円未満となる者</p> <p>＜65歳以上は、年金収入額が158万円以下＞</p> <p>＜65歳未満は、年金収入額が108万円以下＞</p> <p>遺族年金・扶助費・失業給付等は収入額の対象外</p>

通勤手当の支給要件



- 最短距離が徒歩で片道2km以上あり、交通用具もしくは交通機関を使用していること
- ※ 支給要件を満たす育児・介護のための送迎をする者は、2kmを上限として通勤距離に加算できる。
- ※ 身体的な障害のため自動車を使用しなければ通勤が著しく困難な職員の駐車料金相当額を支給する。

住居手当の支給要件



- 持家…職員自ら所有する住宅に住んでいる、または扶養親族が所有する住宅に住んでいること
- 借家・借間…職員が居住するために職員自ら、或いは扶養親族が借り受けた住宅の家賃を払っていること

※ 不明な点は事務職員におたずねください。